

平成 29 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 29 年度第 6 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 30 年 3 月 29 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

農業委員定数 14 名 現委員 14 名

農地利用最適化委員 7 名 現委員 7 名

2. 出席委員 12 名

農地利用最適化委員 5 名

(事務局) 5 名

欠席委員 2 名

欠席農地利用最適化委員 2 名

3. 議案

議案第 16 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (6 件)

議案第 17 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について

その他

開会

午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 29 年度第 6 回農業委員会定例総の開会宣言

本日の農業委員出席数は 12 名、在任委員は 14 名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員 (2 番 ●●委員 3 番 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 16 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 16 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地● 面積 206 m²

●●字●● ●●番地● 面積 136 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

●●委員欠席の為、事務局の●●が代読

3月14日農業委員の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第17号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地 面積 133 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●推進委員〕

3月23日事務局の●●さん、2人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 18 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●の●●さん、●●歳 農業

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地● 面積 213 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月14日事務局の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 19 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳 農業

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地● 面積 204 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月26日事務局の●●さん、譲受人●●さんの奥様と3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。

3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 6 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 農業

譲受人は、高知市●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番地● 面積 7,816 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月19日事務局の●●さん、譲受人●●さんと3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

〔●●委員〕

取得する面積が広いが以前は茶畑をしていたのか。

〔事務局 ●●〕

以前はトマトを作っていた畑となっております

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 7 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、吾川郡●●の●●さん、●●歳 農業

譲受人は、香川県丸亀市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 476 m²

●●字●● ●●番●1 853 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

3月23日事務局の●●さん、譲渡人●●さんの奥様と3人で現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第17号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請書審議について）

○受付第8号

〔事務局 ●●説明〕

申請者は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん

土地の所在は、

仁淀川町●● ●●番● 面積 617 m²

仁淀川町●● ●●番● 面積 95 m²

地目は、台帳は畑、現況は畑となっております。

変更後の用途は、納骨堂及び駐車場。

変更理由は、納骨堂及び駐車場とするため。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

現地確認を3月19日に申請者の●●さん、事務局の●●さんで行いました。

写真を見て頂いたとおり、現地は複数年にわたり耕作されていません。所有者であります「北岡雄一郎さん」に確認しましたら、今後も休耕状態が続く見込みだそうです。

また、用途変更後、周辺農地に悪影響をおよぼさないことを確認いたしました。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

〔事務局〕

農業新聞の購読のお願い。

以上で平成29年度第6回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員●●

署名委員●●